



離婚後しばらくして途絶えた養育費を支払ってもらいたい場合は？

相談者の気持ち

離婚後、しばらくして前夫から養育費の振り込みが途絶えたのですが、子どもの進学にお金がかかり困っています。何とか払ってもらいたいのですが、どうすればよいでしょう？

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に『知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門』（共著、幻冬舎、2019年）ほか。



このような場合、強制執行によって相手方(前夫)の財産から強制的に養育費を支払わせることができます。もっとも、そのためには、離婚訴訟の判決または和解調書、離婚審判の審判書で養育費の支払い義務が定められているか、または、公証人作成の執行証書によって養育費について強制執行ができることが定められていることが必要です。これらの書類がない場合には、裁判所で相手方に養育費の支払い義務があることを認めてもらうことから始める必要があります。

強制執行は相手方の財産に対して行うものなので、対象となる預貯金口座や不動産等を決めて裁判所に強制執行の申立てをする必要があります。その前提として、差し押さえる財産をあなた(申立人)が見つかる必要があるのですが、現実問題として難しい場合が多いです。

2020年4月1日から、強制執行について定めている改正民事執行法が施行されたので、改正された内容に基づいて回答します。

強制執行をする対象の相手方の財産を調べるために、これまでも「財産開示手続」という手続きがありました。裁判所が相手方を呼び出して、どこにどのような財産があるかを説明させ、それを裁判所から知らせてもらうことができます。



これに加えて、今回、財産がどこにあるのかを、相手方に知られずに調査することができる「第三者からの情報取得手続」(以下、情報取得手続)が新設されました。これにより、相手方の預貯金口座、給与の支払者等についての情報を、金融機関、市区町村等から得られるようになりました(不動産に関する情報については施行日未定)。特に、預貯金口座についての情報は、財産隠しを防止するため、財産開示手続を先行させずに取得できるようになっています。

財産開示手続および情報取得手続によって相手方の財産がどこにあるか、また、給与が誰から支払われているかが分かったら、それに対して差押えをして、そこから養育費分の金額を支払わせることとなります。ただし、給与に対して養育費分を強制執行する範囲は、税金等を控除した後の給与額が66万円を超えない場合、控除後給与額の2分の1までが上限となっています。これは相手方の生活を保護するためです。

また、通常、強制執行によって支払わせることができるのは、過去の未払い分だけですが、養育費について預貯金や給与の強制執行をする場合には、まだ支払期限が来ていない分も強制執行(差押え)できます。

これらは、難しい手続きですので、弁護士に依頼されることをお勧めします。